

聖隷訪問看護ステーション藤沢 重要事項説明書
(訪問看護・介護予防訪問看護サービス)

訪問看護サービスの提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中区元城町218番地26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX	電話 053-413-3300 FAX 053-413-3314

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護ステーション 指定介護予防訪問看護ステーション
事業所の名称	聖隷訪問看護ステーション藤沢
所在地	〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭5526-2
開設年月	平成23年4月1日
電話番号・FAX	電話 0466-86-9080 FAX 0466-86-9071
管理者氏名	米倉 直美
介護保険事業者番号	1462290294
指定年月日	平成23年4月1日
サービスを提供する通常の実施地域	藤沢市・茅ヶ崎市
併設サービス事業所	聖隷ケアプランセンター藤沢 聖隷デイサービスセンター藤沢 聖隷ヘルパーステーション藤沢 藤沢愛光園 藤沢エデンの園一番館 藤沢エデンの園二番館

3. 営業日および営業時間

受付時間	月曜日から金曜日 ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除く 午前8時30分から午後5時
サービス提供時間	月曜日から金曜日(土曜・祝日は応相談) 午前8時30分から午後5時 ただし、12月29日から1月3日までを除く ☆希望する利用者には、24時間連絡体制がある

4. 職員の概要(主に従事たる職員)

	職種
管理者(看護師)	1名 米倉 直美
看護師	8名(常勤6名・非常勤2名)
理学療法士	1名(常勤1名)
作業療法士	1名(非常勤1名)

職員数は、変動することがあります

5. 訪問看護ステーションの概要

(1)事業の目的

利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能維持・回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。

(2)運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ないます。

(3)指定訪問看護ステーションの内容

項目	内容、方法など
スタッフについて	交代制で複数のスタッフが訪問に伺います。 指名制ではありませんので、ご了解くださいますようお願い致します。
訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の作成	利用者の希望、主治医の指示および心身の状況をふまえて、訪問看護計画を作成します。
訪問看護計画・介護予防訪問看護計画サービスに沿ったサービスの提供	懇切丁寧に行なうことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価を訪問看護記録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。また訪問看護の視点から療養上必要となる事項について指導などを行ないます。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅支援事業者に報告するなど連絡やサービスの調整に努めます。

6. 利用料金

別紙に定めます

7. 苦情申し立て先

申し立て先	内容
対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時 ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除く
申立先	聖隷訪問看護ステーション藤沢 電話 0466-86-9080 管理者 米倉 直美

その他の申し立て先

○神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

電話 045-329-3447 8:30~17:15

○藤沢市 福祉健康部 介護保険課

電話 0466-50-8270 8:30~17:15

○茅ヶ崎市 福祉部 高齢福祉介護課 8:30~17:15

電話 0467-82-1111

8. 利用者の留意事項

項目	内容
訪問スケジュールの変更	利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、前日の17時までにご連絡ください。ただし利用者の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合には、その限りではありません。
緊急連絡体制	安心して在宅療養生活をしていただくために、24時間をとoshi連絡できる体制をとっています。そのためには申し込みが必要で、一定額の利用料金が必要です。
金品の管理や訪問時のもてなしの辞退	年金の管理や、金銭の貸借などの取り扱いはできません。また訪問時、職員に対する贈り物や飲食のもてなしもご遠慮いたします。

9. 緊急時における対応方法

訪問看護の提供を行っている場合において利用者に病状の急変が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の措置を講じます。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

11. 従業者の研修機会の確保

訪問看護師等の質的向上を図るための職場内研修と職場外研修の機会を年1回以上設けています。

12. 衛生管理

- ・看護師等は清潔の保持及び定期健診等による健康管理を行っています。
- ・設備及び備品等について、委員を中心に衛生管理に努めています。

13.秘密の保持等

- ・職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らすことはありません。なお、退職した場合も同様の義務を負います。
- ・他機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行います。

14.事故発生時の対応

- ・訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。
- ・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償いたします。

15.虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

16.身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

17.業務遂行継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(感染対策・非常災害時に関する事項)

対策を検討する委員会の開催、従業者への周知、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施を行います。

訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

説明日	令和	年	月	日
名称	聖隷訪問看護ステーション藤沢			
説明者				印

(附則)

この重要事項説明書は2011年4月1日より実施する。

- | | |
|---------------|---------------|
| ①平成26年7月1日改定 | ②平成29年7月1日改定 |
| ③平成29年12月1日改定 | ④平成30年1月11日改定 |
| ⑤平成30年4月1日改定 | ⑥令和3年4月1日改定 |
| ⑦令和4年4月1日改定 | ⑧令和5年7月1日改定 |
| ⑨令和7年4月1日改定 | |